

法定相続情報証明制度の 手続きとその活用

1. 法定相続情報証明制度とは

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」が始まりました。

従来、相続手続では、お亡くなりになられた方の戸除籍謄本等の束を、相続手続を取り扱う各種窓口にも何度も出し直す必要がありました。

法定相続情報証明制度は、登記所（法務局）に戸除籍謄本等の束を提出し、併せて相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を出していただければ、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付します。

その後の相続手続は、法定相続情報一覧図の写しを利用いただくことで、誰が法定相続人なのかについて、法務局が証明してくれるということです。

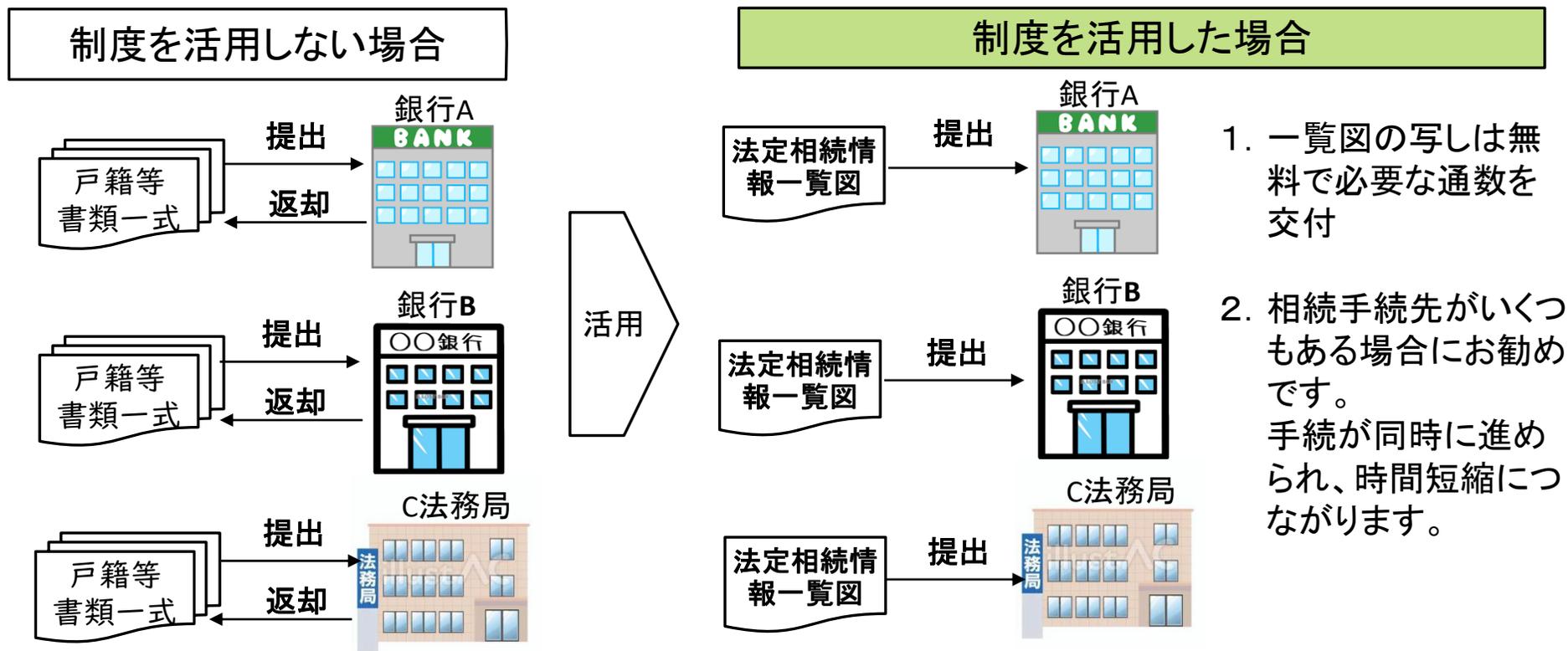
2. 「法定相続情報証明制度」はなぜ導入されたのか

金融機関、証券会社、法務局などで遺産名義変更をする場面において、その都度、相続人特定のためにたくさんの戸籍書類等の提出と確認作業が必要で、相続人側も、手続き受付機関も膨大な時間を浪費してしまう実態がありました。

そこで、事務手続き効率化のために、法務局が発行する「法定相続情報」を添付することで、たくさんの戸籍謄本などの書類の提出及び確認作業を省略し、短時間で効率よく相続手続きが進むようこの制度が導入されました。

3. 法定相続情報証明制度活用の比較

本制度を利用することにより、銀行や登記所などへ、相続関係者の謄本等のたくさんの必要書類を何度も出す必要がなく、「法定相続情報一覧図」の写しのみを提出するだけで済みます。



1. 一覧図の写しは無料で必要な通数を交付
2. 相続手続き先がいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

内容確認、北°後返還(1~2時間程度)

4. 遺産名義変更（預貯金解約）手続き必要書類

相続人確定書類	<p>① 戸籍書類一式</p> <ul style="list-style-type: none">・被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本・相続人全員の現在戸籍謄本・その他被相続人と相続人との関係を明らかにする戸籍謄本 <p>又は</p> <p>② 法定相続情報一覧図</p>
遺産承継者確認書類	<p>① 遺産分割協議書及び相続人全員の印鑑証明書</p> <p>又は</p> <p>② 遺言書</p>

*実際の手続きをする場合は、金融機関所定の相続手続依頼書等による場合がありますので確認してください。

5. 法定相続情報証明制度の手続き

STEP1

必要書類の収集

- ① 被相続人（亡くなられた方）の戸籍謄本
出生から亡くなるまでの連続した戸籍謄本及び除籍謄本
- ② 被相続人の住民票の除票
- ③ 相続人の戸籍謄抄本
- ④ 申出人（相続人の代表となって、手続きを進める方）の氏名・住所を確認することができる公的書類
《必要となる場合がある書類》
 - ① 法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合
各相続人の住民票記載事項証明書（住民票の写し）
 - ② 委任による代理人が申出の手続きをする場合
 - ・ 委任状
 - ・ （親族が代理する場合）申出人と代理人が親族関係にあることが分かる戸籍謄本

STEP2

法定相続情報一覧図の作成

被相続人（亡くなられた方）及び戸籍から判明する法定相続人を一覧にした図を、A4サイズの白い紙に記載する。

STEP3

申出書の記入・登記所へ申出

申出書に必要事項を記載し、必要書類と法定相続情報一覧図を添付し、法務局に提出する。

6. 法定相続情報一覧図の認証の申し出方法

申出人	亡くなった人の相続人またはその代理人（代理人は親族または一定の有資格者に限られる）
申出先	次のいずれかを管轄する登記所（法務局） ① 被相続人の本籍地 ② 被相続人の最後の住所地 ③ 申出人の住所地 ④ 被相続人名義の不動産の所在地
手数料	無し
必要なもの	① 作成した法定相続情報一覧図 ② 法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書 ③ 被相続人の出生から死亡まで連続した戸籍謄本 ④ 被相続人の住民票の除票（取得できない場合は戸籍の附票） ⑤ 相続人全員の戸籍謄本または抄本 ⑥ 申出人の住所・氏名が確認できるもの（住民票の写し、運転免許証・マイナンバーカード表面のコピーなど）コピーには原本と相違ないことを記載のうえ記名押印する。 住民票の写しは原本還付されないため、原本が必要な場合はコピーを提出する。 【相続人の住所を記載する場合】各相続人の住民票の写し 【親族が代理で申し出る場合】委任状、申出人と代理人が親族であることがわかる戸籍謄本 【資格者代理人が申し出る場合】委任状、資格があることがわかる身分証明書の写し
その他	郵送で申し出ることでもできる（返信切手の同封が必要）。 法定相続情報一覧図の原本は法務局で5年間保存される。

7. 申出書の記入例

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出

(補完年月日 令和 年 月 日)

申出をする年月日を記入してください。なお、郵送による申出の場合には、登記所に申出書等が届いた日を申出年月日として取り扱いますので、ご了承をお願いします。

申出人の住所、氏名、連絡先及び被相続人との続柄を記入してください。

一覧図の写しの利用目的をチェック✓又は記入してください。その他欄に記入する場合は、単に「相続手続」とせず、具体的な相続手続の名称(例えば、「株式の相続手続」等)を記入してください。

被相続人名義の不動産の有無をチェック✓してください。有をチェック✓した場合は、不動産所在事項又は不動産番号を記入してください。なお、不動産が複数ある場合は、そのうちの一つを記入することで差し支えありませんが、「申出先登記所の種別」欄において申出先登記所を「被相続人名義の不動産の所在地」と選択した場合は、記入した被相続人名義の不動産が申出先登記所の管轄内のものである必要があります。

申出先登記所の登記所名を具体的に記入してください。なお、管轄の登記所は、法務局ホームページの「管轄のご案内」からお調べいただけます。

申出年月日	令和 ○年 ○月 ○日	法定相続情報番号	-
被相続人の表示	氏名 法務 太郎 最後の住所 ○県○市○町○番地 生年月日 昭和○年 ○月 ○日 死亡年月日 平成○年 ○月 ○日		
申出人の表示	住所 ○県○市○町○番地 氏名 法務 次郎 印 連絡先 090-1234-5678 被相続人との続柄 (子)		
代理人の表示	住所(事務所) 氏名 連絡先 申出人との関係	- - 印 □法定代理人 □委任による代理人	
利用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 不動産登記 <input checked="" type="checkbox"/> 預貯金の払い戻し <input type="checkbox"/> 相続税の申告 <input type="checkbox"/> その他(株式の相続手続き)		
必要な写しの通数・交付方法	4通 (<input type="checkbox"/> 窓口で受取 <input checked="" type="checkbox"/> 郵送) *郵送の場合、送付先は申出人(又は代理人)の表示欄にある住所(事務所)となる。		
被相続人名義の不動産の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (有りの場合不動産所在事項又は不動産番号を記載する) <input type="checkbox"/> 無 ○市○町○丁目○番		
申出先登記所の種別	<input type="checkbox"/> 被相続人の本籍地 <input type="checkbox"/> 被相続人の最後の住所 <input checked="" type="checkbox"/> 申出人の住所地 <input type="checkbox"/> 被相続人名義の不動産の所在地		
<p>上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添のとおり提出し、上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、相続手続きにおいてのみ使用し、その他の用途には使用しません。</p> <p>申出の日から3か月以内一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。</p> <p>○○(地方)法務局 ○○支局・出張所 宛</p>			

黒太枠内の事項を記入してください。

被相続人(亡くなられた方)の氏名、最後の住所、生年月日及び死亡年月日を記入してください。

(代理によって申出をする場合)代理人の住所、氏名、連絡先を記入し、申出人との関係が法定代理人・委任による代理人のどちらであるかをチェック✓してください。

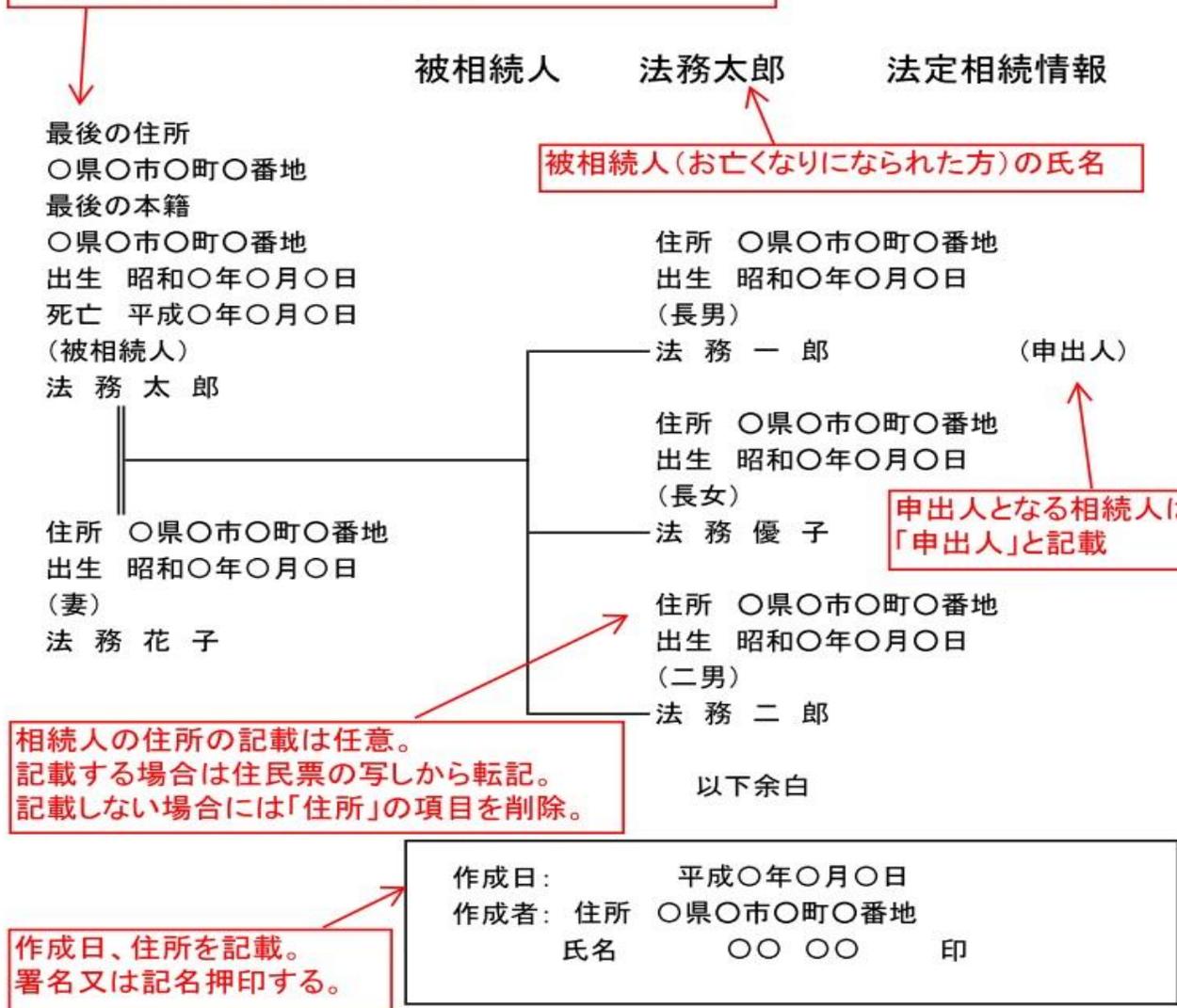
一覧図の写しの必要通数を記入するとともに、一覧図の写しの受取(戸除籍謄抄本の返却を含む)方法について、窓口で受取・郵送のどちらであるかをチェック✓してください。なお、郵送による場合は、返信用の封筒及び郵便切手が必要です。また、窓口で受取をする場合は、受取人の確認のため、「申出人の表示」欄に記載した住所及び氏名と同一のものが記載された公的書類を持参してください。

申出をする登記所は、以下の地を管轄する登記所のいずれかを選択してください。

- ①被相続人の本籍地(死亡時の本籍)
- ②被相続人の最後の住所地
- ③申出人の住所地
- ④被相続人名義の不動産の所在地

8. 法定相続人が配偶者と子供3人の場合

「最後の住所」は住民票の除票(又は戸籍の附票)から、
「最後の本籍」は除籍謄本から転記

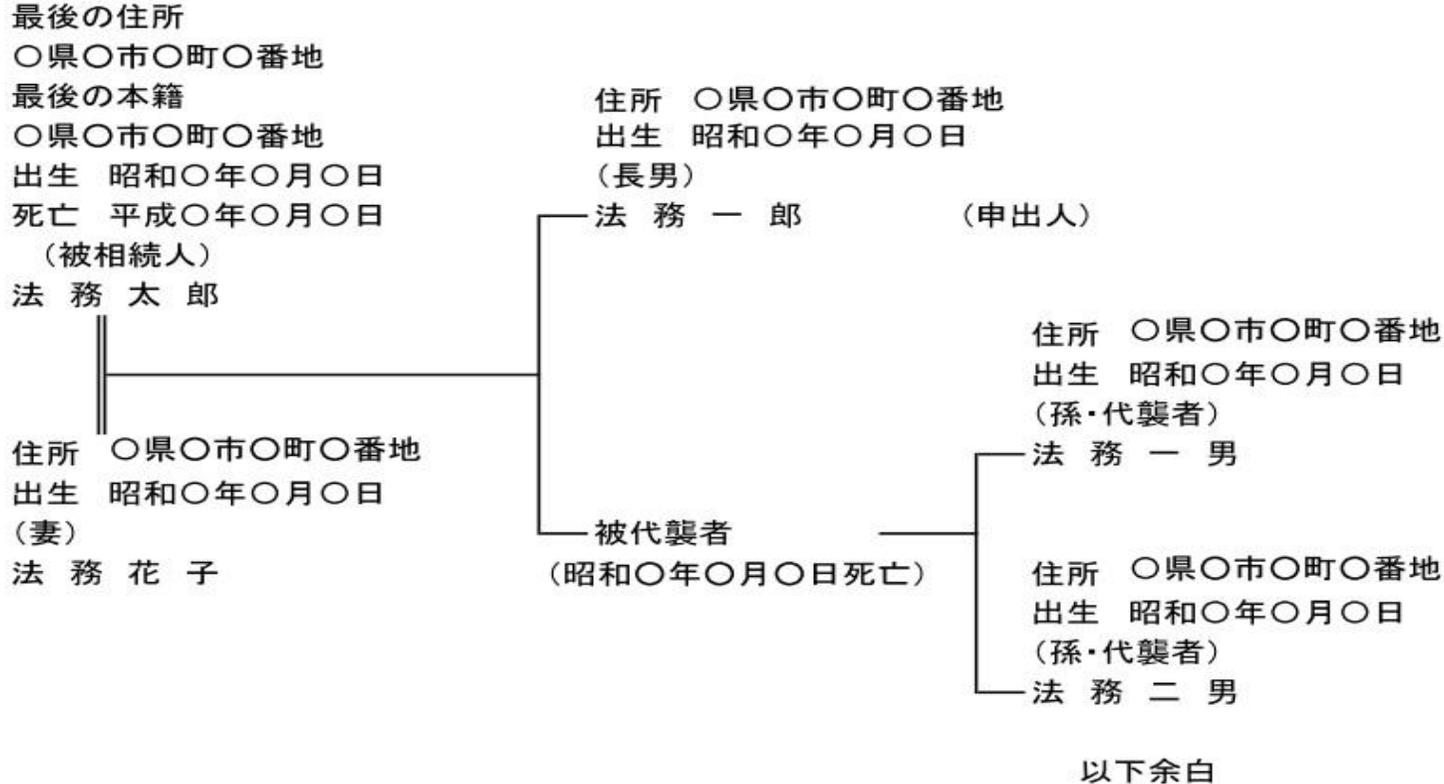


【留意事項】

- ① 法定相続情報一覧図は、あくまでも、相続開始時(死亡日)における同順位の相続人を記載します。重要なことは、「相続開始時」が基準。
- ② 戸籍等に記載されている範囲内の情報を記載すること。
- ③ A4サイズの白い紙に記載し、作成者の住所、氏名を記載し押印する。
- ④ 一覧図の下部に以下余白と入れておく。
- ⑤ 法務局の証明欄スペースのため、用紙の下部5センチ程度の余白を作っておく。

9. 法定相続人が配偶者と子供・孫の場合（代襲相続）

被相続人 法務太郎 法定相続情報



作成日: 平成○年○月○日
作成者: 住所 ○県○市○町○番地
氏名 ○○ ○○ 印

10. 再婚相手の子供（連れ子）を養子縁組した場合

被相続人 法務太郎 法定相続情報

最後の住所 愛媛県松山市古三津〇〇丁目〇番地〇号

最後の本籍 愛媛県松山市古三津〇〇丁目〇番地〇号

出生 昭和4年8月25日

死亡 平成28年8月5日

(被相続人)

法務 太郎

住所 愛媛県松山市古三津〇〇丁目〇番地〇号

出生 昭和38年6月10日

(養女)

法務 由紀子

住所 愛媛県松山市古三津〇〇丁目〇番地〇号

出生 昭和6年2月8日

(妻)

法務 花子

以下余白

作成日: 令和 年 月 日

作成者: 住所 〇市〇町〇番地

氏名 〇〇行政書士事務所

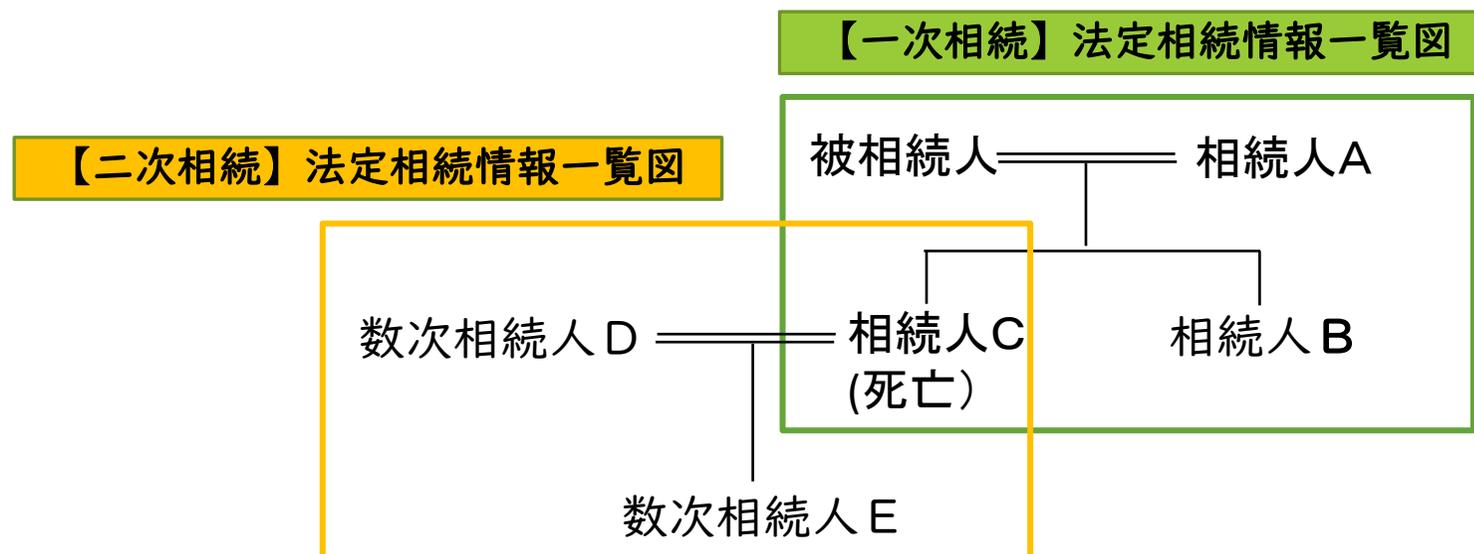
行政書士 〇〇〇〇 印

1.1. 数次相続の場合

被相続人が死亡して間もなく相続人が死亡したときのように、2人分の相続を同時並行で進めることを**数次相続**といいます。

数次相続の場合は、2人分の相続関係を1つの法定相続情報一覧図にまとめることはできません。なぜなら、被相続人1人に対して、その法定相続人の情報を一覧図にしたものが法定相続情報一覧図だからです。

《数次相続では法定相続情報一覧図が2つに分かれる》



【一次相続】

被相続人 法務太郎 法定相続情報

最後の住所 愛媛県松山市古三津〇〇丁目〇番地〇号

最後の本籍 愛媛県松山市古三津〇〇丁目〇番地〇号

出生 昭和4年8月25日

死亡 平成28年8月5日

(被相続人)

法務太郎

← 最初に亡くなった方

住所 愛媛県松山市古三津〇〇丁目〇番地〇号

出生 昭和28年6月10日

(長男)

法務一郎 (申出人)

住所 愛媛県松山市古三津〇〇丁目〇番地〇号

出生 昭和6年2月8日

(妻)

法務花子

住所 愛媛県今治市高市甲〇〇番地〇〇号

出生 昭和30年6月5日

(次男)

法務二郎

← 後でなくなった相続人

以下余白

作成日: 令和 年 月 日

作成者: 住所 〇市〇町〇番地

氏名 〇〇行政書士事務所

行政書士 〇〇〇〇 印

【二次相続】

被相続人 法務二郎 法定相続情報

最後の住所 愛媛県今治市高市甲〇〇番地〇〇号
最後の本籍 愛媛県松山市古三津〇〇丁目〇番地〇号
出生 昭和28年6月5日
死亡 平成30年3月12日
(被相続人)
法務 二郎

← 後で亡くなった相続人

住所 愛媛県今治市高市甲〇〇番地〇〇号
出生 平成5年6月5日
(長男)
法務 健太

住所 愛媛県今治市高市甲〇〇番地〇〇号
出生 昭和32年6月10日
(妻)
法務 恵子 (申出人)

以下余白

作成日: 令和 年 月 日
作成者: 住所 〇市〇町〇番地
氏名 〇〇行政書士事務所
行政書士 〇〇〇〇 印

1 2. 法定相続情報が使えないケース

法定相続情報は、戸籍等に記載されている範囲内の情報を記載することとなります。

問題は、相続人が相続放棄をすることによって、相続人に変動が生じる場合です。相続放棄は、戸籍にその旨記載されないため、新たに相続人となった人の情報が記載されないこととなり、法定相続情報が使えません。

法務局で発行される法定相続情報一覧図の写しの下部には、「相続放棄に関しては、本書面に記載されない。」と注意書きが印字されています。

*推定相続人の廃除の旨は、戸籍に記載されているので、その人は当初から法定相続人として記載されないため、特に問題はありません。

* 戸籍の続柄（長男、長女、養子）による記載方法でなく、子の続柄が単に「子」と記載されたものは、実子か養子のいずれであるかが分からないので、相続税の添付書類としては利用できません。

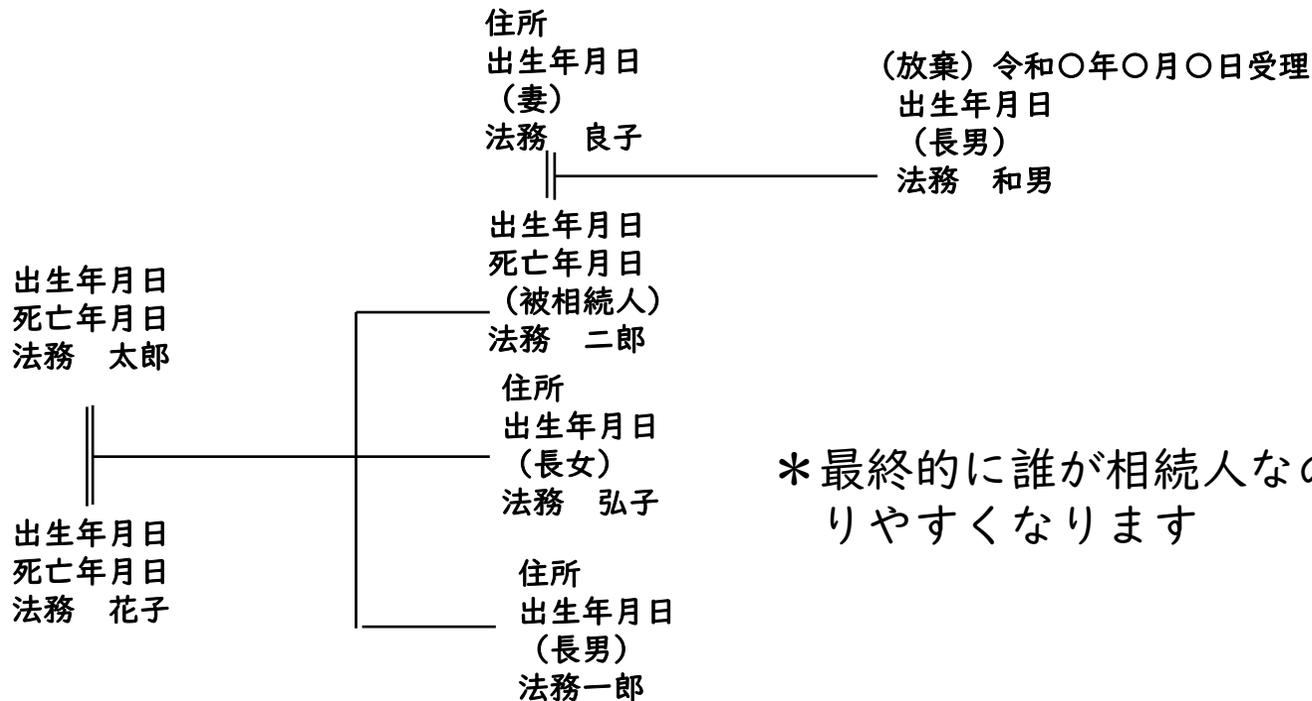
相続税の申告書の添付資料として利用する場合、被相続人に養子がいるときには、その養子の戸籍謄本又は抄本の添付も必要です。

(2) 相続放棄したことによって相続人に変動が生じた場合の対策
対策としては、従来相続関係で作成してきた、戸籍謄本等を全
てそろえて、相続関係説明図を作成します。

相続放棄がある場合は、相続放棄申述受理証明書を添付して
手続きを行います。

被相続人 ○○○○ 相続関係説明図

最後の住所
最後の本籍



*最終的に誰が相続人なのか第三者にも分か
りやすくなります

1 3. 法定相続情報一覧図の写しのイメージ

(記載例) 法定相続情報番号 0000-00-00000

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地
 最後の本籍 ○県○郡○町○番地
 出生 昭和○年○月○日
 死亡 平成28年4月1日
 (被相続人)
 法務太郎

住所 ○県○郡○町○34番地
 出生 昭和45年6月7日
 (長男)
 法務一郎 (申出人)

住所 ○県○市○町三丁目45番6号
 出生 昭和47年9月5日
 (長女)
 相続促子

住所 ○県○市○町三丁目45番6号
 出生 昭和○年○月○日
 (妻)
 法務花子

住所 ○県○市○町五丁目4番8号
 出生 昭和50年11月27日
 (養子)
 登記進

以下余白

作成日: ○年○月○日
 作成者: ○○○士 ○○ ○○ 印
 (事務所: ○市○町○番地)

✓ 法定相続情報一覧図の写しは、偽造防止措置の施された専用紙で作成される。

以下のとおり、申出日を含んだ認証文、一覧図の写しの発行日、登記所名等、登記官印、注意事項が印字される。

頁番号及び総頁数が振られる。相続人が多く、法定相続情報一覧図が2枚以上にわたる場合も想定

これは、平成○年○月○日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

平成○年○月○日
 ○○法務局○○出張所

登記官 ○○ ○○ 職印

注) 本書面は、提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。

整理番号 S00000 1/1

- ① 相続一覧図の認証
 法務局で法定相続情報一覧図の認証を申し出ると、登記官が一覧図の内容を確認します。不備がなく認証されれば、法定相続情報一覧図の写しが交付されます。
 法定相続情報一覧図の写しは偽造防止対策がされた専用の用紙で発行され、登記官による認証文が記載されます。
- ② 交付と期間
 法定相続情報一覧図の写しは、認証から5年以内であれば必要な部数が無料で交付されます。相続手続きが複数ある場合は特に便利です。
- ③ 再交付等
 再交付が必要な場合は、原則として当初の申出人が当初申し出をした法務局で申請します。他の相続人が再交付の申請をする場合は、当初の申出人による委任状が必要になります。

1 4. 法定相続情報証明制度の活用

- ① 不動産の相続登記手続
(亡くなった方の名義から相続人の方への名義変更)
- ② 預貯金口座の名義変更や解約手続
- ③ 相続税の申告手続
- ④ 株式の名義変更手続
- ⑤ 投資信託の名義変更手続
- ⑥ 保険金の請求や保険の名義変更手続
- ⑦ 自動車の名義変更手続

相続財産として、不動産や預貯金口座等が複数あり、上記のような手続をたくさんしなければならぬほどメリットが大きいです。